

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
<p>池田警察署 警察本部 総務部 施設課</p>	<p>1 本署敷地内で公有財産台帳に登録されていない工作物（ごみ置場）があった。 また、自転車置場が建物の壁面と一体的に設置されているため、本来、建物に含んだ形で登録されるべきものが、工作物として登録されていた。 秦野交番では、本来、工作物として登録されるべき植栽柵が、誤って建物に含んだ形で登録されていた。 上記に基づき、貸借対照表上の建物及び工作物の計上額が正確なものとはなっていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 787 1299 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">本署 (取得価額)</th> <th rowspan="2">秦野交番 (取得価額)</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>未登録</td> <td>ごみ置場 (不明)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建物 に含む</td> <td>工作物</td> <td>自転車置場 (145,000円)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>建物 に含む</td> <td>—</td> <td>植栽柵 (不明)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交番敷地内に、帰属が不明な工作物があった。</p> <table border="1" data-bbox="492 1213 961 1352"> <thead> <tr> <th></th> <th>秦野交番</th> <th>荘園口交番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>擁壁</td> <td>バリカー</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		本署 (取得価額)	秦野交番 (取得価額)	正	誤	工作物	未登録	ごみ置場 (不明)	—	建物 に含む	工作物	自転車置場 (145,000円)	—	工作物	建物 に含む	—	植栽柵 (不明)		秦野交番	荘園口交番	工作物	擁壁	バリカー	<p>署においては、公有財産台帳の修正や不明な点について調査を進められたい。 また、他に公有財産台帳への登録漏れや登録誤りがないことを確認するとともに、公有財産台帳の重要性について周知徹底を図られたい。 警察本部施設課においては、公有財産台帳等管理システムへの修正登録を行い、貸借対照表に反映させるなど必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産規則】</b> (公有財産台帳) 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (台帳の登録単位) 第3条 前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。 (1) (略) (2) 建物 棟を一の単位とする。 (3) 工作物 それぞれの種目を一の単位とする。</p> </div>	<p>池田署においては、検出事項1について調査をした結果、全て台帳登録の誤りと判明した。 検出事項2について調査した結果、荘園口交番のバリカーは、借用地に設置されており、土地の所有者に確認したが設置した経緯がなく、下水道敷上の駐車場として整備した所に設置されている状況等を総合的に勘案すると、大阪府所有である蓋然性が高いことから、財産として取り扱うこととしたが、設置から相当年数経過し、老朽化していたことから、平成28年7月14日に撤去した。秦野交番にある擁壁は、府有地に設置されているものであるが、その土地を購入したのは昭和40年と約50年経過しており、調査は不可能であることから、大阪府の財産としては取り扱わないこととしたが、問題が生じた際は水路の管理者と協議するなど適正に管理していく。 他の財産について登録漏れ等がないことを確認し、公有財産管理の重要性については、資料を配布し、署員に周知した。(回答済み) 警察本部施設課においては、検出事項として指摘された財産について、公有財産台帳等管理システムの登録を、本署ごみ置き場は平成28年12月20日に工作物として、本署自転車置場は平成29年1月13日に建物の一部として、秦野交番植栽柵は平成28年12月13日に工作物としてそれぞれ登録修正を行い、貸借対照表に反映させた。</p>
台帳登録		本署 (取得価額)	秦野交番 (取得価額)																								
正	誤																										
工作物	未登録	ごみ置場 (不明)	—																								
建物 に含む	工作物	自転車置場 (145,000円)	—																								
工作物	建物 に含む	—	植栽柵 (不明)																								
	秦野交番	荘園口交番																									
工作物	擁壁	バリカー																									

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年10月21日）